

第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画（素案）概要

1 計画策定の趣旨

本市では子ども・子育て支援法に基づく「高槻市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27～令和元年度）及び「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～令和6年度）により、認定こども園、小規模保育事業所、学童保育室の拡充、子育て世代包括支援センターの実施や高槻子ども未来館の開設など、更なる子育て支援の取り組みを進めてきました。

引き続き保育需要の増大や児童虐待の深刻化に対する対策など、子育てに関する様々な課題が存在していることから、将来にわたり、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現し、幼児期の教育、保育並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 策定期間及び計画期間

策定期間：令和6年度中（令和7年3月末）

計画期間：令和7年度から令和11年度まで（5か年度）

3 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定。

4 計画策定体制

◆高槻市子育て支援に関するアンケート調査の実施

第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、高槻市居住の就学前児童の保護者及び小学1年生から6年生児童の保護者を対象に教育・保育、子育て支援に関するサービスの利用状況やニーズを把握するためのアンケート調査を令和5年10月から11月に実施。

◆高槻市子ども・子育て支援推進本部会議での審議

計画の策定にあたって、副市長及び関係部長等からなる「高槻市子ども・子育て支援推進本部会議」を設置し、審議を実施。

◆高槻市子ども・子育て会議での審議

計画策定にあたって、市の附属機関として、学識経験のある者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者で構成する「高槻市子ども・子育て会議」を設置し、審議を実施。

5 基本的視点

- (1) 子どもが健やかに成長することができるという視点
- (2) 子育てや子どもの成長に楽しさや喜びを感じることができるという視点
- (3) 社会全体で子育て家庭を支援するという視点

6 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法では、市町村は、教育・保育提供区域ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望を踏まえ、今後5年間の需要（量の見込み）を推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、地理的条件、人口、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。



高槻市域を大きく、J Rを境に南北と芥川を境に東西に分け、さらに五領・上牧地域と三箇牧・柱本地域を独立した地域として6区域とし、区域割には小学校区での境界をもって設定しました。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① J R以北・芥川以西 区域 | ④ J R以南・芥川以東 区域 |
| ② J R以北・芥川以東 区域 | ⑤ 五領・上牧 区域 |
| ③ J R以南・芥川以西 区域 | ⑥ 三箇牧・柱本 区域 |

教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保並びに実施時期の内容

認定区分及び施設区分ごとに量の見込みに対する確保方策を設定

- | |
|---|
| 1号認定：満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども（認定こども園、幼稚園を利用） |
| 2号認定：満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども（認定こども園、保育所を利用） |
| 3号認定：満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども（認定こども園、保育所、特定地域型保育事業を利用） |

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期の内容

以下の15事業の量の見込みに対する確保方策を設定

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------|
| ①利用者支援事業 | ②時間外保育事業（延長保育事業） | ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | ⑤放課後児童健全育成事業 | |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） | |
| ⑧-1 養育支援訪問事業（子育て相談訪問事業） | | |
| ⑧-2 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策事業） | | |
| ⑧-3 子育て世帯訪問支援事業 ⑧-4 児童育成支援拠点事業 ⑧-5 親子関係形成支援事業 | | |
| ⑨地域子育て支援拠点事業 | ⑩一時預かり事業 | ⑪病児保育事業 |
| ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※就学児童のみ | | |
| ⑬妊婦健康診査 | ⑭産後ケア事業 | ⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |

7 その他関連施策の推進の内容

- | |
|---------------------------------|
| (1) 地域における子育ての支援 |
| (2) 親と子の健康の確保及び増進 |
| (3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育・保育環境の整備 |
| (4) 安心して子育てができる生活環境の整備 |
| (5) 仕事と子育ての両立支援の推進 |
| (6) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進 |

8 計画の推進にむけて

「高槻市子ども・子育て支援推進本部」を中心として、総合的かつ計画的に推進するとともに、行政と家庭や地域、事業者、関係機関などが連携、協働することが必要です。また、毎年度施策の実施状況の把握に努め、「高槻市子ども・子育て会議」において点検・評価を行います。